

令和6年2月14日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 開催日時 令和6年2月14日（水曜日）午前9時58分～午前10時58分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）
- ④青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑦包括外部監査契約の締結について
- ⑧青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

- ①青森市駐車場事業特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について
- ②青森市後期高齢者医療特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について
- ③令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）
- ④令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化観光振興財団）
- ⑤令和6年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

○出席委員

| | | | |
|------|--------|----|-------|
| 委員長 | 澁谷 洋子 | 委員 | 藤田 誠 |
| 副委員長 | 長谷川 章悦 | 委員 | 舘山 善也 |
| 委員 | 奈良 祥孝 | 委員 | 里村 誠悦 |
| 委員 | 村川 みどり | 委員 | 渡部 伸広 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新
総務部理事 佐藤 芳之
企画部長 織田 知裕
企画部理事 長内 哲史
税務部長 横内 修
浪岡振興部長 舘山 公
会計管理者 山谷 直大
選挙管理委員会事務局長 齋藤 賢剛
監査委員事務局長 加福 理美子
総務部次長 工藤 拓実

総務部参事 村上 靖
企画部次長 白戸 高史
税務部次長 柴田 一史
浪岡振興部参事 高野 光広
監査委員事務局次長 福島 清裕
総務課長 竹内 巧
企画調整課長 太田 直樹
納税支援課長 松本 和久
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎 良輔
議事調査課主事 笹 雄貴

議事調査課主査 久保 拓哉

○**澁谷洋子委員長** ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和6年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○**館山新総務部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出予定の青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

「1 制定理由」といたしましては、令和6年度の組織・機構の見直しに伴い、組織の分掌事務等について定めた青森市事務分掌条例の一部を改正しようとするものであります。

「2 改正内容」といたしましては、企画部にあります秘書課について、より効率的に庁内調整を行うため、総務部へ移管することにより、企画部の分掌事務である「秘書に関する事項」を総務部の分掌事務へ変更しようとするものであります。

「3 施行期日」は令和6年4月1日としております。

説明は以上となります。

○**澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○**館山新総務部長** 令和6年第1回市議会定例会へ提出を予定しております、青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」であります。令和6年4月1日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、公金事務の私人への委託に関する制度に係る条文が追加となり、当該条例において引用する同法及び同政令の条文に移動があることから、所要の整理をするため制定するものであります。

次に、「2 改正内容」であります。「(1) 青森市長等の損害賠償責任に関する条例」につきましては、第1条において、地方自治法第243条の2第1項を同法第243条の2の7第1項に、同法第243条の2の2第3項を同法第243条の2の8第3項にそれぞれ改めるものです。また、第2条では地方自治法施行令第173条第1項第1号を同施行令第173条の4第1項第1号に改めるものです。

次に、「(2) 青森市公営企業の設置等に関する条例」についてであります。第14条中、地方自治法第243条の2の2第8項を同法第243条の2の8第8項に改めるものです。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和4年第2回定例会において御議決いただきました青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきまして、変更契約の締結に係る専決処分をさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、本件につきましては、前回1月の本協議会において、専決処分をさせていただく予定である旨、あらかじめ御報告していた案件であります。

資料1を御覧ください。

「1 工事名」であります。青森市立西中学校屋内運動場改築工事、工期は、令和4年7月5日から令和6年1月31日まで、契約の相手方は、佐々木・相互特定建設工事共同企業体であります。

次に、「2 変更内容」につきましては、新型コロナウイルス禍からの需要回復に伴う需給逼迫やウクライナ危機の長期化による世界的な原材料の物価高騰などの影響を受け、契約業者からインフレスライド条項の適用による増額の請求があったことから、協議の結果、契約金額を増額する変更契約を締結したものであります。

インフレスライド条項の適用につきましては、令和5年2月14日付けで国土交通省から発出されたインフレスライド条項の適用等に関する通知に基づき、同年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、残工期が基準日から2か月以上ある工事を対象とし、変更額、いわゆるスライド額は、当該工事に係る変動額のうち、請負代金額から基準日における出来高部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する額を超える額となっております。

なお、当該予算につきましては、令和5年第4回青森市議会定例会において御議決を頂いているものであります。

次に、「3 変更契約額」につきましては、③の変更前の金額7億9234万1000円に対し、④のインフレスライド条項適用後の金額が、8億1623万8500円となり、増額分は2389万7500円となります。

なお、①の当初の契約金額7億8100万円と比べると、増額分は3523万8500円、率にして4.51%の増額となります。

変更内容、変更契約額については以上となりますが、本件は、市長において専決処分にする事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会からあらかじめ指定を頂いております、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、令和6年1月26日、地方自治法

第180条第1項の規定に基づく専決処分により、変更契約の締結をさせていただいたところであり、同条第2項の規定に基づき令和6年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに「1 制定理由」であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、青森市個人番号の利用に関する条例の所要の改正をするために提案するものであります。

「2 改正の内容」であります。法改正により、窓口等において添付書類の提出等の省略のために行う他機関との情報連携について定められた法別表第二が廃止され、当該事項が主務省令で規定されることに伴い、条例の法別表第二に関する規定について、字句の置き換えを行うものであります。また、国が設置した機関である個人情報保護委員会が条例への規定により情報連携することで効率化を図るべきとしている事務について、当該情報連携を行うため、所要の規定を追加するものであります。

「3 施行期日」は、一部の改正規定は公布の日としておりますが、法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日を予定しております。

説明は以上であります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

村川委員。

○村川みどり委員 すみません、この資料だと何のことかさっぱり分からないんですけれども、もうちょっと具体的に説明してもらえますか。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 具体的にということですので、法の改正によって、実質的な差があるわけではありません。法の中で、定められた法別表第二といったものを当条例で引っ張ってきているわけですが、法別表第二が廃止されて、条例の特定個人番号利用事務という言葉に置き換えが法律のほうでされます。置き換えされた言葉を引っ張ってくる改正をするということですのであります。実質的な中身、やっている事務が変わるというものではないということが一段落目ということですのであります。

資料は、これだけになってしまっておりまして、恐縮でありますけれども、概要を申し上げますと今のとおりであります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっとさっぱり分からないんですけれども、別表が廃止されて、個人情報保護のなんちゃらを引っ張ってくる。

ちょっと資料も不十分だし、常任委員会ときはちゃんと資料を出されると思うんですけれども、これだと何のことやらさっぱり——審査もできないしという気がするので、ちゃんと審査できるような資料を提出してもらうことをお願いします。

○澁谷洋子委員長 企画部長。

○織田知裕企画部長 新旧対照表をはじめとした条文は、常任委員会で御説明することとしておりましたけれども、事前に資料につきましては、お求めもありましたので、担当から御説明させていただくなり、対応させていただきたいと思います。

○澁谷洋子委員長 村川委員よろしいですか。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、「1 制定理由」についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例における引用条項について、必要な改正を行なおうとするものであります。

次に、「2 条例に影響を及ぼす法改正部分」ですが、今回の法改正において、保護命令制度の拡充及び厳罰化がなされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定が改正され、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令及び退去等命令の用語が、法において定義されることとなりました。

中段の図を御覧ください。

改正前においては、法に接近禁止命令及び退去等命令の用語は規定されておらず、改正前の法第10条第1項第1号で改正後の接近禁止命令に当たる行為が、同第2

号で改正後の退去等命令に当たる行為が規定されておりましたが、今回の法改正によって、改正後の法第10条第1項で接近禁止命令が、また、同第10条の2で退去等命令が定義されたところであります。

次に、「3 条例の主な改正内容」を御覧ください。

「(1) 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正」ですが、医療費の助成対象となるひとり親家庭については、条例第2条第2項において、「父又は母の一方が、同項各号に定める状況にある児童を監護する家庭」と定義しており、同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、「父又は母の一方が同項に基づく改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為を受けている場合」と規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行なおうとするものであります。

続いて「(2) 青森市営住宅管理条例の一部改正」ですが、市営住宅に入居するためには、親族と同居することが条件となっておりますが、その例外として、条例第7条第2項各号に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身での入居が可能となっております。同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、同項に基づき裁判所がした改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為の申立てをした者についても、例外として単身で入居できる旨規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行なおうとするものであります。

「4 施行期日」につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日と同日の令和6年4月1日を予定しております。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、参考の新旧対照表に記載のとおりであります。また、青森市営住宅管理条例の改正内容につきましては、本日この後開催されます都市建設常任委員協議会においても御報告することとしております。

説明は以上であります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

村川委員。

○村川みどり委員 今までも、接近禁止命令とか退去等命令って出されていたと思うんですけども、それを法律に位置づけるっていう解釈でよろしいですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○横内修税務部長 これまで用語として、接近禁止命令、退去等命令ということが法にはうたわれてい wasn't でしたが、接近禁止命令あるいはその退去等命令に当たる行為を条文の中に記載しておりました。

改正後は、条文見出しにこれらの用語が、当該条文に行為の定義、という形で改正されたものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○**村川みどり委員** 接近禁止命令とかは誰が判断するんですか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**横内修税務部長** 被害に遭った方が裁判所に申立てをいたしまして、裁判所のほうで命令をするという形になります。

○**澁谷洋子委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** 文言として出されたという変化で、これまでとは、何がどう変わるんですか。

○**澁谷洋子委員長** 税務部長。

○**横内修税務部長** 2つの条例の対象となる要件については、これまでも保護命令等がなされたもの、あるいはその裁判所に申立てしたものということで、その部分は何も変わりません。引用する条項の整理を今回するということであります。

なお、実際に今回の法改正につきましては、接近禁止命令あるいは退去等命令と内容の拡充もあつての移動ということになっていますので、実際、申立て、命令の要件については拡充されています。具体的に言いますと、これまでは身体に対する危害がメインだったものが、今度は心身——心の部分も追加されているというような拡充内容になっております。

○**澁谷洋子委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○**館山公浪岡振興部長** 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

「1 制定理由」につきましては、青森市五本松財産区議会が廃止され、五本松財産区管理会を設置することとなったことから、必要な事項を定めるため所要の改正をするものであります。

なお、五本松財産区議会の廃止の理由等につきましては、資料下段の「《参考》」に記載しておりますが、五本松財産区では、貸付等による固定収入がなく予算規模が縮小傾向にある中、将来的に財産区議会を維持していくことが困難となる状況を考慮し、慎重に協議を重ねた結果、財産区議会を廃止し、地方自治法第296条の2第1項の規定に基づく財産区管理会へ移行すべきとの結論に達し、去る令和5年11月24日に開催された令和5年第2回青森市五本松財産区議会定例会におきまして、青森市五本松財産区議会設置条例を廃止する条例を可決し、五本松財産区議会は廃止されることとなったものであります。

続きまして、「2 改正内容」についてであります。1つに、青森市財産区管理会設置条例の一部改正し、五本松財産区管理会を追加、2つに、五本松財産区議会

の廃止に伴い、青森市五本松財産区特別会計条例を廃止、3つに、管理会を設置する財産区の特別会計について規定しております青森市財産区特別会計条例に五本松財産区を加える改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、現五本松財産区議員の任期満了日翌日の令和6年4月26日としております。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「包括外部監査契約の締結について」報告を求めます。監査委員事務局長。

○加福理美子監査委員事務局長 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております令和6年度包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

「1 契約の概要」であります。中核市は、地方自治法第252条の36第1項の規定により毎会計年度に係る包括外部監査の契約を締結しなければならないこととなっており、令和6年度に係る包括外部監査について契約を締結しようするものであります。

なお、当該契約をする場合は、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされております。

「2 契約の目的」としましては、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であります。

「3 契約の相手方」につきましては、日本公認会計士協会東北会青森県会所属で、当会から推薦を頂きました八戸市在住の公認会計士、鳩健二氏としたいと考えております。

「4 契約の相手方に係る包括外部監査の実績」につきましては、令和2年度から4年度は青森県の包括外部監査人を務めたほか、青森県八戸市において包括外部監査補助者としての経験を有しております。

「5 公認会計士と契約を締結する理由」といたしましては、地方自治法第252条の28第1項及び第2項の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、弁護士、公認会計士、監査実務に精通する一定の行政事務経験者、または税理士でなければならないとされていること。包括外部監査人として契約できる者のうち、公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する監査に対しても有用であり、包括外部監査契約の締結者として適任であると判断したものであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定によりあらかじめ監

査委員の意見を聴くこととなっており、本市の監査委員全員からは、鳩健二氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。
村川委員。

○村川みどり委員 別にいいんですけども、青森市の人はいなかったのかなど
思っているんですけども、それはどうなのでしょう。

○澁谷洋子委員長 監査委員事務局長。

○加福理美子監査委員事務局長 本市の包括外部監査契約の相手方の選定に当たり
ましては、青森市在住の公認会計士にするという考えの下、日本公認会計士協会
東北会青森県会に対し、青森市在住の公認会計士を推薦していただくよう依頼をし
ております。

このたびも、令和6年度の契約に当たり、同協会青森県会に対して、本市在住の
公認会計士について推薦していただくよう依頼いたしました。が、青森市在住の公認
会計士につきましては、税理士と兼務している公認会計士も多く、企業の対応等で
来年度の受託は非常に厳しいとのお話がありました。

この話を受けて、本市からは青森市在住の公認会計士について何とか推薦してい
ただくよう再度依頼をしました。

青森県会の西谷会長につきましては、以前青森市の監査委員を務められた方でも
あり、青森市在住の公認会計士が適任であるという本市の内情は、十分承知してお
り、本市の再依頼に対して対応していただいたものの、結果として青森市在住の公
認会計士については、来年度の包括外部監査の業務を受託できる者がおらず、八戸
市在住の公認会計士の推薦となったという状況の経緯があります。

○澁谷洋子委員長 よろしいですか。

〔村川みどり委員「はい」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい
て」報告を求めます。消防長。

○佐藤芳之総務部理事 令和6年第1回青森市議会定例会に提出を予定してお
ります青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、お
手元の資料に基づき御説明申し上げます。

初めに、「1 改正理由」について御説明いたします。

消防団員等が公務災害により損害補償を受ける場合、補償基礎額を基礎として支
給しているところであり、その損害補償につきましては、非常勤消防団員等に係る
損害補償の基準を定める政令に定める基準に従い、青森市消防団員等公務災害補償

条例に基づき年金等を支給しているところです。

このたび、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこと、及び先ほど申し上げた、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、令和6年2月9日に公布されましたことから、本市におきましても、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行おうとするものであります。

次に、「2 改正の概要」について御説明いたします。

まず、補償基礎額につきましては、勤務年数10年未満の場合、団長及び副団長の場合の補償基礎額を1万2440円から1万2500円に、分団長及び副分団長の場合の補償基礎額を1万670円から1万800円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を8900円から9100円に、また、勤務年数10年以上20年未満及び20年以上の各階級の補償基礎額を資料記載のとおり引き上げる改正をするものであります。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8900円から9100円に引き上げる改正をするものであります。

「3 施行期日」については、本条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

なお、本市におきましては、遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名の計3名が本条例の該当者となっております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。
村川委員。

○村川みどり委員 一例だけでいいんですけれども、例えば10年未満の団長及び副団長が、1万2440円が1万2500円になって、60円の引上げなんですけれども、その根拠は何なんですか。

○澁谷洋子委員長 消防長。

○佐藤芳之総務部理事 先ほどの説明で申し上げますけれども、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことと、非常勤、消防団員等に係る損害補償の基準を定める省令が一部改正されたということで、金額の細かい部分につきましては、こちらのほうではちょっと、今、即答できない状態ではあります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それは誰が決めたんですか。

○澁谷洋子委員長 消防長。

○佐藤芳之総務部理事 すみません、担当の者からお話させていただきます。

○澁谷洋子委員長 はい。

○村上靖総務部参事 消防本部です。村川委員の御質疑にお答えいたします。

金額につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、こちらのほうから金額をそのまま引用したものであります。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国の政令ですか。

○澁谷洋子委員長 消防次長。

○村上靖総務部参事 そのとおりです。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国の政令が 60 円の引上げになっているということですか。

○澁谷洋子委員長 消防次長。

○村上靖総務部参事 そのとおりです。

〔村川みどり委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「その他」報告を求めます。

初めに、「青森市駐車場事業特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 青森市駐車場事業特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 経過」についてであります。駐車場事業特別会計につきましては、これまで課税売上高が課税仕入高を下回っていたことから、消費税の納税義務はないと認識し申告を行っておりませんでした。昨年 10 月から開始になったインボイス制度による消費税に対する考え方について税務署に確認したところ、昨年 12 月に消費税の申告及び納税義務があることが判明したものであります。

なお、駐車場事業特別会計を設置した平成 21 年度から課税売上高が 1000 万円を超えていたため、その 2 年後の平成 23 年度から課税事業者として消費税の申告及び納税義務があったものであります。

「2 原因・対応」についてであります。原因は、駐車場使用料等の課税売上高が 1000 万円を超える場合には、消費税を申告し納税する義務が生じること。また、国や地方公共団体等の特別会計においては、仕入控除税額の計算の特例があること。これらについての認識が不足していたことによるものであります。

通常、消費税の納付税額は、課税標準額に対する消費税額から仕入控除税額を引いて計算されます。

しかしながら、国や地方公共団体等の特別会計においては、補助金等の対価性のない収入、いわゆる特定収入がある場合は、仕入控除税額の特例として仕入税額控除の対象から除外することとされております。

本市の駐車場事業特別会計の場合、一般会計からの繰入金特定収入に該当し、税務署への相談により仕入控除税額の調整を行った結果、消費税の納税が必要と

なったものであります。

このことへの対応につきましては、未申告判明後、税務署への相談により納税額の算定を行った結果、税法上、5年遡って納税が必要であるため、平成30年度から令和4年度分までの税額は、1153万6200円で、その内訳は、消費税が1037万4200円、無申告加算税が51万7500円、延滞税64万4500円となっており、明日、2月15日に税務署に納付することとしております。

再発防止といたしまして、消費税制度や手続方法等の把握を徹底するとともに、職員間で情報共有することにより、再発防止に取り組んでまいります。

このたびは、消費税が未申告であり、納付が必要になったことにつきまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上となります。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 これの事実が判明したのは具体的にいつですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 今ほど御説明いたしましたけれども、昨年10月から開始になったインボイス制度に対する消費税の考え方を、今、所管しております管財課で、10月に税務署に確認した結果、税務署で検討した結果、12月に消費税の申告が必要だということになったものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 インボイス制度が始まらなければ納税義務はなかったということですか——関係ないんですか。インボイスとの関係性について教えてください。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 インボイス制度が始まったので、改めて消費税の納め方について確認をしに行きました。ただ、今回の場合は、課税売上高が1000万円を超えていた場合には、課税事業者として、そもそも消費税の申告義務があったということです。要は平成23年度から納税義務があったということになります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 インボイス制度とは関係ないということですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 インボイス制度はたまたまきっかけとなっただけで、そもそもは平成23年度から納税義務があったということになります。

[村川みどり委員「やばいですね」と呼ぶ]

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市後期高齢者医療特別会計における消費税及び地方消費税の未申告

について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 青森市後期高齢者医療特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 経過」についてですが、後期高齢者医療特別会計では、青森県後期高齢者医療広域連合から健康診査業務等の高齢者保健事業を受託し実施してきたものの、これまで消費税の申告に関する認識不足により申告をしてきませんでした。昨年10月から開始になったインボイス制度における適格請求書の発行について、過去の国からの消費税に関する通知や税務署の見解を確認したところ、令和6年1月に消費税の申告義務があることが判明したものであります。

なお、当該特別会計においては、平成22年度から課税売上高に当たる広域連合からの受託事業収入が1000万円を超えていたため、その2年後の平成24年度から課税事業者として消費税の申告義務があったものです。

次に、「2 原因・対応」についてですが、課税売上高が1000万円を超える場合には、消費税を申告する義務が生じることなど、消費税に関する認識が不足していたことによるものであります。未申告判明後、青森税務署への相談により本市において納税額の算定を行った結果、現段階では概算であります。税法上、5年遡って申告した場合、いずれの年度においても課税標準額に対する消費税額よりも仕入控除税額が上回るため、平成30年度から令和4年度分までとして、消費税及び地方消費税の合算額で約1400万円の還付となる見込みであり、今後、青森税務署の確認を受ける予定となっております。

税務部として税の申告や納付について指導する立場でありながら、これまで消費税が未申告であったことを深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

今後については、消費税制度や手続方法等の把握を徹底するとともに、職員間で情報共有することにより、再発防止に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について（公益財団法人青森学術文化振興財団）」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について、御報告いたします。

本市では、平成22年10月に策定した青森市第三セクターに関する基本方針において、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を、毎年度定期的に議会に対して御報告することといたしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人は、公益財団法人青森学術文化振興財団、一般財団法人青森市文化観光振興財団の2団体となっております。

初めに、公益財団法人青森学術文化振興財団について御報告いたします。

お手元の資料、「令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧ください。

この資料については、今年度の経営評価結果及びこれを踏まえた、今後の法人や市の対応についてまとめたものになります。

「1 令和5年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、目的適合性などの6項目とし、第一次評価を当該法人が、第二次評価を当局が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の3段階で評価しております。当該法人は、第一次、第二次評価のいずれも、全ての項目において「概ね良好」と評価したところであります。

次に、「参考 令和4年度決算」を御覧ください。

当期損益は332万8000円のマイナス、累積損益につきましては、2億8284万7000円となっております。市からの収入はありません。当期損益がマイナスとなりました主な要因は、運用資産である国債等の年度末時点の評価額が、金利上昇の影響等により、前年度末と比べて減少したことによるものですが、こちらは公益法人会計基準に基づき、保有する債権の期末時点の評価額を比較したものであり、実際に生じた損失ではありません。

なお、当該法人は、原則として元本償還が確実である資産運用を行うこととしており、購入した債権は満期まで保有することで、基本的に資産運用による損失は発生しないことを御理解いただきたいと存じます。また、財務計画につきましては、公益財団法人は、公益目的事業において、収入が費用を超えてはならないという収支相償が求められており、基本的に当期損益は黒字としないことが目標となります。

次に、「2 第三セクターの対応」につきましては、令和3年度に策定した経営戦略プランに基づき、設立目的の実現に向けた取組を継続することとし、その取組状況として、令和5年度につきましては、経営戦略プラン及び市の指導を踏まえ、大学等による研究事業や公開講座などへの地域還元の支援を行うとともに、資産運用による事業費の確保により、安定的な経営に努めているところです。

令和6年度以降につきましても、資産運用による安定・継続した事業費・運営費を確保しながら、効率的・効果的な事業実施に努めていくこととしております。

また、「3 市の対応」といたしましては、財団が実施する助成事業につきましては、地域の学術・文化の発展に効果的な事業を継続すること、懸賞論文事業につきましては、応募テーマの見直しや周知先を増やすとともに論文の評価基準を周知するなど、応募しやすい環境づくりに努めるよう指導するとともに、資産運用収入により事業を実施している財団でありますことから、今後も計画的な資産運用により

健全経営を継続すること、効率的・効果的な事業実施を促していくこととしております。

なお、参考資料として、経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しております。後ほど、御確認いただきたいと存じます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度第三セクター経営評価結果及び対応について（一般財団法人青森市文化観光振興財団）」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 次に、一般財団法人青森市文化観光振興財団について御報告いたします。

「1 令和5年度 経営評価」を御覧ください。

当該法人は、第一次、第二次のいずれも、組織運営の健全性について、事務監査規程に定める事務監査が実施されておらず、また、契約事務規程に定める事務手続が取られていなかったことから、「改善の余地あり」との評価結果となっております。

令和4年度決算は、当期損益が648万6000円、累積損益は3368万3000円となっております。また、市からの収入は、全体で6億6624万4000円、経常収益に占める割合は66.2%となっております、そのうち約9割を指定管理料が占めております。

次に、評価結果を踏まえた、「2 第三セクターの対応」として、取組状況であります。令和5年度につきましては、施設の休館はなく、イベントなどについてもほぼ計画どおりに各事業所において実施することができております。また、ユーサ浅虫においては、毎月開催している「あさむしマルシェ」を一般社団法人浅虫温泉観光協会主催の「ASAMUSHIフェス」と連動して開催するなど、各種イベントの実施による来館者の増加策に努めているところであります。

一方で、組織運営の健全性に関する評価におきましては、事務監査規程に定める事務監査が実施されておらず、契約事務規程に定める事務手続が取られていなかったことから、改善が必要であるものと認識しているとのことであります。

令和6年度以降につきましては、引き続き、当財団の経営健全化に向け、持続可能な法人として収益性の高い自主事業を展開するとともに、組織運営の健全化に向けて取り組んでいくこととしております。

最後に、「3 市の対応」といたしまして、組織運営の健全性に関し、一般財団法人青森市文化観光振興財団が定めた規程に基づく事務監査や契約事務手続が適切に行われていない状況が確認されたことから、今後は、事務監査について、確実な履行を確認し、適切な事務手続の実施を促すための対応を求めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴い、決算は2期連続の黒字となり、収支は改善傾向にあるが、依然として収益の大部分は指定管理料であることから、市としては自主財源の確保による財政基盤の強化に努める必要があるものと認識してお

ります。

今後も引き続き、経営戦略プランに基づいた取組等の着実な実施、収益事業のさらなる検討・実施を求めていくこととしております。

なお、先ほどの青森学術文化振興財団同様、参考資料として経営評価の詳細を記載した経営評価シート等を添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和6年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について」報告を求めます。税務部長。

○横内修税務部長 令和6年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

初めに、「1 改正時期について」です。

昨年末に閣議決定された令和6年度税制改正大綱を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律案が、現在開会中の第213回通常国会に提出され、審議されていきますが、今回の改正には、令和6年4月1日から施行予定である個人住民税及び固定資産税に関するものが含まれております。

法案の成立及び公布時期は、例年3月末となっており、令和6年第1回市議会定例会が閉会していることが想定されますことから、その場合は、4月1日から施行するために改正が必要な項目について、青森市市税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項に基づき専決処分させていただきたいと考えております。

次に、「2 専決処分による条例改正が予定される項目」2点について、順次御説明申し上げます。

1点目は、「(1) 個人住民税所得割額の定額減税」についてであります。

個人住民税所得割額の定額減税は、令和6年度分の個人住民税、市・県民税の所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円、内訳としましては個人市民税分6000円、個人県民税分4000円となりますが、これを減税するものであります。

この定額減税は、合計所得金額が1805万円以下、給与所得で申しますと、2000万円以下の納税者に限り実施するもので、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることとなります。

定額減税は「令和6年度税制改正大綱」において、所得税と個人住民税について実施することとされておりますので、その概要を御説明申し上げます。

資料2「所得税・個人住民税の定額減税について」を御覧ください。

「1 概要」については、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩

和するための一時的な措置として実施するものであり、令和6年分所得税及び先ほど申しました令和6年度分個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円、個人住民税所得割額1万円、合わせて4万円を減税するものです。

次に、「2 個人住民税所得割額に係る定額減税の実施方法（イメージ）」を御覧ください。

個人住民税所得割額に係る定額減税の実施方法は徴収区分ごとに異なっており、給与所得に係る特別徴収の場合は、通常は1年度分の税額を6月分から翌年の5月分までの12か月でならして徴収しますが、定額減税を実施する令和6年度分は、6月分を徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月でならして徴収します。

次に、事業所得者等が納税通知書により納付する普通徴収の場合は、定額減税前の税額を基に算出した第1期分である、令和6年6月分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から順次控除します。

また、公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合は、定額減税前の税額を基に算出した、令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。

次に、「3 所得税に係る定額減税の実施方法（イメージ）」を御覧ください。

「①給与所得者」の場合は、令和6年6月以降、最初に支払われる給与等に係る、定額減税を行う前の源泉徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、以後支払われる給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

「②事業所得者等」のうち、予定納税対象者——これは、前年分、令和5年分の確定申告で申告した納税額が15万円を超える方の場合は、第1期分の予定納税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分の予定納税額から控除されます。また、予定納税対象者以外の方の場合は、令和7年に行う、令和6年分確定申告の際に、定額減税前の所得税額から控除されます。

最後に、「③公的年金等の受給者」の場合は、令和6年6月に支給される公的年金等に係る、定額減税前の源泉徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、以後支給される公的年金等に係る定額減税前の源泉徴収税額から順次控除されます。

資料1にお戻りいただいて、「2 専決処分による条例改正が予定される項目」を御覧ください。

2点目は、「(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置」についてであります。

負担調整措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置であります。

このたびの改正は、本措置の適用期限について、令和5年度までとされているものを、現行制度の仕組みのまま、令和6年度から令和8年度までの3年間延長しよ

うとするものであります。

最後に、「3 専決処分による条例改正後の対応」であります。必要な項目について専決処分による改正を行った場合には、改めまして議員の皆様に関連資料を配付させていただきますとともに、次の議会において、専決処分の承認を求める議案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)